

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各 方 面 本 部 長

警察庁丁保発第70号
平成27年3月24日
警察庁生活安全局保安課長

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号。以下「改正法」という。）については、本年5月29日から施行されること、改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定事業者」という。）の捕獲従事者（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号）による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第19条の2第2項第6号に規定する「捕獲従事者」をいう。以下同じ。）から、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃の所持許可の申請があった場合については、下記のとおり取り扱われたい。

記

1 審査要領

(1) 基本的な考え方

認定事業者がその捕獲従事者に猟銃を所持させ、鳥獣保護管理法第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）が定められている区域において、当該区域内の農林水産業に従事する者又は都道府県、市町村若しくは農業協同組合等の農林水産業に関する法人（以下「農林水産業者等」という。）から農林水産業に係る被害を防止するために委託を受け、又は同法第14条の2第7項に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けて、鳥獣の捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）に従事させる場合、当該認定事業者が捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者は、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲

を必要とする者」に当たり、銃刀法第4条第1項の規定に基づくライフル銃の所持許可の対象となり得る。

(2) 所持許可の対象

認定事業者の捕獲従事者

(3) 所持許可の申請先

認定事業者がその捕獲従事者にライフル銃の所持許可を受けさせようとするときは、銃刀法第4条第5項の規定に基づき、当該法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「事業場管轄公安委員会」という。）の許可を受けなければならないところ、事業場とは、原則として、当該認定事業者の主たる事務所をいうものとする。

認定事業者から、申請に係るライフル銃の所持許可の申請のための事前相談があった都道府県公安委員会は事業場管轄公安委員会に該当するか疑義がある場合には、当課と協議の上、対応を決定すること。

なお、当該認定事業者が事業場管轄公安委員会の管轄区域外において鳥獣の捕獲等を実施する場合には、当該都道府県公安委員会は、鳥獣の捕獲等が行われる区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「捕獲地管轄公安委員会」という。）に対し、必要な協力を求めること。また、所持許可を受けようとする捕獲従事者が事業場管轄公安委員会の管轄区域外に居住している場合には、当該都道府県公安委員会は、その者の住居地を管轄する都道府県公安委員会に対し、保管設備の確認、周辺調査等必要な協力を求めること。

(4) 所持許可に当たっての確認事項

ア 委託を受けて認定事業者が事業を行う予定の都道府県において、第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣保護管理法第14条の2第1項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「実施計画」という。）が策定されており、これらいずれかの計画に定められた対象鳥獣の捕獲手段として銃器（ライフル銃）による捕獲が行われることが定められていることを確認すること。これらの計画にライフル銃による獣類の捕獲等が行われることが明示されていない場合には、当該都道府県が作成した別添様式第1号「ライフル銃による捕獲を必要とする意見書」の提出を求め、ライフル銃の必要性等について確認すること。

イ 認定事業者が、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、又は受ける見込みであることを確認すること。なお、認定事業者が同法第14条の2第7項により指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた場合においては、同法第14条の2第9項により同法第9条第1項の許可を受けた者とみなされることに留意されたい。

ウ 当該ライフル銃の所持許可を申請した捕獲事業者が鳥獣保護管理法第9条第7項に規定する許可証又は同条第8項の従事者証の交付を受け、又は受ける見込みであることを確認すること。

エ 認定事業者が、第二種特定鳥獣管理計画又は実施計画で定められた区域において、農林水産業者等から農林水産業に係る被害を防止するための獣類の捕獲等に関する委託を受け、又は指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けていることを確認すること。

(5) ライフル銃の保管・管理の状況の確認

ア 保管場所

当該ライフル銃の保管については、個人保管を原則とする。

認定事業者の事務所において保管する場合においては、許可所持者ごとに保管設備を設置の上、当該保管設備の施錠を許可所持者自身にさせるなど許可所持者において自ら保管させること。

イ 管理方法

銃刀法第10条の4第1項の規定に基づき、所持許可に係るライフル銃は、所持許可を受けた捕獲従事者が自ら保管しなければならないが、一方で、当該ライフル銃は認定事業者の事業としての捕獲に従事するために所持許可を受けたものであることから、以下の方法等により認定事業者及び所持許可を受けた捕獲従事者において厳格な保管・管理がなされていることを都道府県公安委員会において確認すること。

(ア) ライフル銃の所持許可を受けた捕獲従事者は、認定事業者による捕獲等の出動命令があった場合又は射撃の練習若しくは修理等正当な理由のため当該ライフル銃を持ち出すことについて認定事業者の責任ある立場の者（例えば、省令第19条の3に規定する事業管理責任者等）から承認を受けた場合に限り当該ライフル銃を持ち出すことができるとし、許可所持者において、ライフル銃の出し入れ状況を別添様式第2号「ライフル銃管理票」に記録すること。

(イ) 認定事業者の責任ある立場の者は、出動命令又はライフル銃の持ち出しの承認状況について、別添様式第3号「出動命令簿兼持ち出し承認簿」により管理し、定期的に「ライフル銃管理票」と照らし合わせて相違がなければ「ライフル銃管理票」に押印をするなどして、確認すること。

(ウ) 保管設備の所在地から遠隔地で鳥獣の捕獲等を実施するため、長期間（概ね1週間以上とする。）ライフル銃を保管設備に納めることができない場合には、当該捕獲等に従事する者のうち指導的立場にある者が、当該ライフル銃の保管管理状況について、捕獲等を実施する日には少なくとも1日1回確認を行い、別添様式第2号「ライフル銃管理票」の「出し入れ日時」欄の区分「出」欄に確認年月日と時刻を記入し、「確認印」欄に押印等すること。

2 許可の条件

許可をする場合には、銃刀法第4条第2項の規定に基づき当該ライフル銃を使用（携帯、運搬及び発射）できる場合を、認定事業者の事業として現に委託を受

けている事業の実施地域における有害鳥獣駆除に従事する場合又は修理等正当な理由に基づく場合に限定するなど、認定事業者による鳥獣の捕獲等の実態に合わせた条件を付すこと。（例えば、「ライフル銃の使用等は、平成●年●月●日から平成●年●月●日までの間の●●県●●区域における●●（認定鳥獣捕獲等事業者名）の業務として行う●●（シカ、イノシシなど）の捕獲に従事する場合に限る。」等と記載する。）

また、許可後に認定事業者に対する事業の委託が解除により消滅し、又は別の区域における事業を受託したため、同区域でライフル銃を使用する必要性が生じた場合には、許可の条件の書換えが必要となることから、捕獲従事者に事業場管轄公安委員会への許可証の書換申請を行わせること（事業の委託が解除された場合には、既に記載された当該事業に係る条件を横線で消した上で「●月●日解除」と記載する。）。なお、別の区域における事業を受託して条件の書換えを行う場合には、前記1(4)の要件を満たしていることを確認すること。

3 事故防止のための指導

(1) 保管・管理の徹底

認定事業者の主たる事務所を管轄する警察署（以下「事業場管轄署」という。）は、認定事業者に対し、ライフル銃の管理の徹底について申し入れるとともに、ライフル銃の所持許可を受けた捕獲従事者に対して毎年開催する一斉検査等の機会を通じて「ライフル銃管理票」の提出を求め、当該ライフル銃が適切に保管・管理されているか確認すること。

(2) 危害の発生の予防

事業場管轄署は、認定事業者に対し、ライフル銃の所持許可を受けた捕獲従事者に、銃刀法第10条の2の規定に基づいて射撃の練習を励行させたり、必要な知識の修得に努めさせたりするなど、当該所持許可に係るライフル銃による危害の発生を予防するための措置を講じるよう申し入れること。また、一斉検査等の機会を通じて、当該捕獲従事者に注意を喚起するなどして、危害の発生の予防に努めること。

(3) 法令の遵守

事業場管轄署は、認定事業者に対し、ライフル銃の所持許可を受けた捕獲従事者については、銃刀法のみならず、鳥獣保護管理法第9条第8項の規定に基づく従事者証の携帯や火薬類取締法（昭和25年法律第149号）など、関係法令の遵守にも万全を期すよう申し入れること。

4 留意事項

(1) 連絡担当者の配置等

捕獲従事者から、認定事業者の業務に従事するために、ライフル銃に係る銃刀法第4条の2第1項の規定に基づく所持許可の申請がなされる可能性がある場合は、事後の手続を円滑に進めるとともに、所持許可後の連絡調整を密にするため、事業場管轄署に連絡担当者を置いた上で、認定事業者に対しても連絡

担当者を置くよう申し入れること。また、ライフル銃の所持許可に係る一連の手続について、認定事業者の連絡担当者に対して相談の段階で教示しておくこと。

(2) 捕獲地管轄公安委員会への連絡

事業場管轄公安委員会が捕獲地管轄公安委員会と異なる場合、事業場管轄公安委員会は、捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可を行う場合や許可の条件の書換えを行う場合には捕獲地管轄公安委員会に連絡を行うこと。

(3) 所持許可の取消し等

ライフル銃の所持許可を受けた捕獲従事者が認定事業者の捕獲従事者でなくなった場合若しくは鳥獣保護管理法第18条の10の規定により認定事業者の認定が失効し若しくは取り消された場合又は認定事業者に対する事業の委託が消滅し、他の事業の委託を受けないことが明らかとなった場合は、当該ライフル銃に係る所持許可については、銃刀法第11条第1項第5号の規定に該当し、所持許可の取消しの対象となるので、必要な手続をとること。ただし、事業の委託が消滅した場合にあっては、将来の委託を受ける見込み等を考慮して所持許可の取消しを行わないことができる。

また、当該ライフル銃の所持許可の更新時において、当該認定事業者が現に第二種特定鳥獣管理計画が定められている区域において、当該区域内の農林水産業者等からの委託、又は指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けておらず、委託を受ける見込みがない場合、当該許可の更新は行わないこと。

なお、取消し事由に該当する場合であって、他人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、銃刀法第11条第7項の規定に基づき、当該ライフル銃の提出を命じて仮領置を行うなど、その状況に応じて、適切に対応すること。

第 号

ライフル銃による捕獲を必要とする意見書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、当都道府県知事が策定した第二種特定鳥獣管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に基づく獣類の捕獲を同事業者の捕獲業務として推進する上で、ライフル銃の所持をさせる必要があることを証明する。

住所：

氏名：

年 月 日生

年 月 日

都道府県知事名 印

(担当者)

氏 名：

電話番号：

ライフル銃管理票

許可所持者			許可番号			
区分	出し入れ日時		使用目的	使用場所	確認印	
	年月日	時刻				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				
出	・	・	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣駆除 <input type="checkbox"/> 射撃の練習 <input type="checkbox"/> その他 ()			
入	・	・				

- 備考
- 1 本管理票は、許可を受けたライフル銃ごとに作成すること。
 - 2 使用目的欄は、当該ライフル銃を使用する目的の□内にレ印を記載すること。
 - 3 使用場所欄は、有害鳥獣駆除の場合は事業を実施した地区名を、射撃の練習の場合は当該練習を実施した射撃場の名称と所在する都道府県名を、その他の場合は運搬先の名称及び所在地を記載すること。

